

福井医療大学職業紹介業務に係る個人情報適正管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井医療大学(以下「本学」という。)における職業紹介業務に係る学生及び卒業(修了)者の個人情報(以下「個人情報」という。)の適正管理に関し必要な事項を定める。

(個人情報取扱者)

第2条 本学に、個人情報取扱者を置き、就職支援室長をもって充てる。

2 個人情報取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。

3 学長は、公共職業安定所から個人情報の適正管理に関する講習会への出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるよう配慮するものとする。

(個人情報の開示、訂正)

第3条 個人情報取扱者は、個人の情報に関して、求職者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づき情報開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

(個人情報に係る苦情処理)

第4条 本学に、個人情報に係る苦情に対処するため、苦情処理担当者を置き、安全管理対策会議委員長をもって充てる。

2 苦情処理担当者は、個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があったときは、誠意をもって適切な処理を行うものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。